

「産業政策監
本府の部長
会計管理者
会計局長」に、
「企画参事
総務参事
医療政策監」を
「リニア推進担当部長
企画振興参事
県立大学設立担当部長
総務参事
こども・若者担当部長
県民文化参事」に、
「商工労働参事
商工労働技監」を
「雇用・就業支援担当部長
産業労働参事
産業労働技監
信州マーケティング戦略
担当部長」に、「飯田保健福祉事務所長
松本保健福祉事務所長」を「飯田保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 長野保健福祉事務所長」に、「及び松本保健福祉事務所長」を「、松本保健福祉事務所長及び長野保健福祉事務所長」に改め、同表の書記長補佐の項中
「企画振興部市町村課長」に改め、同表の書記長補佐の項中
「企画振興部市町村課課長補佐」に改め、同表の選挙係長の項から担当係長の項まで及び主査の項から主事の項まで中「総務部市町村課」を「企画振興部市町村課」に改める。

に、「自立支援幹
医療医監
保健医監
こども安全推進医監」を
「リニア推進幹
医療医監
福祉監査幹
保健医監
自立支援幹
廃棄物対策幹」に、「建築指導幹」に改め、同表のイ中
「調査幹
工事検査幹」を「検査幹」に改め、同表のイ中
「裾花ダム管理事務所長」を
「裾花ダム管理事務所長
工事検査幹」に改め、同表のイ中
「看護大学看護学部長」を
「看護大学の学部長及び研究科長」に改める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告示

選告示第9号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎
第9条中「吏員」を「職員」に改める。

第15条の表の書記長の項中 「総務部市町村課長」を

「企画振興部市町村課長」に改め、同表の書記長補佐の項中

「総務部市町村課課長補佐」を

「企画振興部市町村課課長補佐」に改め、同表の選挙係長の項

から担当係長の項まで及び主査の項から主事の項まで中「総務部市町村課」を「企画振興部市町村課」に改める。

選挙管理委員会

選告示第10号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎
第3条中「長野県総務部市町村課内」を「長野県企画振興部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会

選告示第11号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年選告示第3号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎
第2条中「長野県総務部市町村課内」を「長野県企画振興部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会

人事委員会事務局

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県収用委員会

第6条中「企画部企画課土地対策室」を「企画振興部地域振興課」に改める。

第7条中「企画部企画課土地対策室」を「企画振興部地域振興課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 地域振興課長

第7条第3号中「第4条の5第2項第8号」を「第4条の10第9号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第4条の5第2項第7号」を「第4条の10第8号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域振興課課長補佐

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「企画課土地対策室長」を「地域振興課長」に改める。

別表第2中「企画課土地対策室長」を「地域振興課長」に改める。

企画課土地対策室

**長野県訓令第3号**

本府内部部局
現地機関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第2条第8号中「(病院事業局にあっては、次長)」を削り、同条第10号中「(本府の局にあっては、次長)」を削る。

第3条第1項中「若しくは局の次長」を削り、「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、同条第2項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第5条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第7条第1項中「若しくは局の次長」を削り、「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、「又は局の次長」を削り、同条第2項中「若しくは局の次長」を削り、同条第3項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第8条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第9条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、「又は局の次長」を削る。

第10条第2項及び第12条第1項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第13条中「企画部長」を「企画振興部長」に改める。

情報統計課情報システム推進室

長野県訓令第4号

本府内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「農業大学校事務局次長」を「東京観光情報センター次長農業大学校事務局次長」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本府内部部局
現地機関

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令（昭和41年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

表中「総務部」を「企画振興部」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第3条中「及びチームリーダー」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表の職場外研修の項中

課程別研修	職員が職位により求められる職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得するための研修
体験研修	職員が異業種等の業務を体験し、現場感覚を身に付けることにより、県民の目線に立った行動をする意欲及び能力を高めるための研修
選択研修	自ら参加を希望する職員に対して行う、職員として特に必要な知識及び能力を向上させるための研修

を

」